

平成 30 年 5 月 23 日

気候変動適応法案（閣法第 27 号） 本会議質問 全文

立憲民主党・民友会 牧山ひろえ

立憲民主党・民友会の牧山ひろえです。

〔冒頭〕

驚きの文書が出てきました。愛媛県が本院・予算委員会宛に提出して下さった資料です。

- ・ 2 月 25 日に加計学園理事長が総理と面談
- ・ 理事長から国際水準の獣医学教育を目指すことなどを説明
- ・ 首相からは「そういう新しい獣医大学の考えはいいね」とのコメントあり

大変生々しい、リアルさを感じる表現です。

これらが本当であれば、これまでの総理や柳瀬元秘書官の国会答弁が虚偽となる内容です。「首相案件」、「官邸の最高レベル」、「総理のご意向」という文言の信憑性は、より深まっているのです。

愛媛県には、記録も記憶もある。かたや、記録も記憶もあいまいで、鮮明な記憶は都合の良いことだけ。どちらが信用されるでしょうか。

また、政府は「認識が違う」などと答弁していますが、合理的に考えて、愛媛県に嘘をつく理由はありません。なぜ、それが分からないのでしょうか。

安倍総理は、森友・加計学園疑惑をめぐって、これまで「膿を出し切る」、「真摯に説明責任を果たす」、「行政の長として責任を痛感」などと発言されています。しかし、「言葉は踊れど」が実態です。

認識が違うというのであれば、そして、膿を出し切り、説明責任を果たすために、なぜ、柳瀬元首相秘書官や加計理事長に証人として、また中村愛媛県知事に参考人として国会に来ていただき、真実を究明することができないのでしょうか。官房長官の認識を伺います。

（官房長官）

〔総論・基本姿勢〕

それでは、ただいま議題となりました気候変動適応法案について、会派を代表して質問い

たします。

気候変動は、気温上昇だけでなく、大洪水、大旱魃、大寒波、ハリケーンや台風の巨大化等地球上あらゆる場所で様々な自然災害となって顕在化しています。

気候変動問題に関する国際的枠組み「パリ協定」は、産業革命前からの気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑えることを目指しています。しかし、すでに平均気温は1度上昇しており、いままきに対策を進めていく必要があります。地球温暖化が進行することで、より深刻で、広範囲にわたり不可逆的な影響が起こる可能性が高まります。私たちは将来世代に対して責任があります。私たちが便利な生活を享受するツケを、将来世代に廻すわけにはいきません。

これまでの気候変動対策に関する消極的姿勢を転換して、将来世代へとつなぐ低炭素社会を実現する必要があります。気候変動政策に関する日本の強い決意を世界に発信し、国内における社会的気運の醸成を図るため、気候変動COPの日本開催を誘致するなど、国際社会をリードする存在、すなわち「気候変動政策のトップランナー」を目指すべきと考えますが、環境大臣のご認識を伺います。(環境大臣)

日本は「温室効果ガスの排出を2050年には80%削減」という目標を掲げています。この目標を達成するためには、政府を始めとして、自治体、産業界、そして国民などあらゆる主体がビジョンを共有し、連携して整合性のある取組を行う必要があります。そのためには、2050年に向けた長期戦略を早期に策定すべきと考えますが、この長期計画はいつ頃どのような方針で策定されるのか、環境大臣にお伺いいたします。(環境大臣)

〔緩和策と適応策の関係〕

次に緩和策と適応策の関係について伺います。

政府は常々、気候変動対策は緩和策と適応策の両輪をもって推進されると主張しております。これは、充実した緩和策を行わなければ、気候変動の影響に社会が適応できる水準を超えてしまうからだと理解しています。最大の気候変動適応策は、緩和策であると国際的にも指摘されているのです。例えば、英国では、気候変動法という一つの大きな法案の中で、緩和策と適応策の両方が規定され、それぞれの連携がとられることで、包括的な気候変動対策が実施されており、気候変動対策の先進的な取組との評価を受けております。しかしなが

ら、適応策と緩和策の関係を本法案に位置付けることについて、政府は、衆議院の審議で頑なに否定しています。これでは気候変動への取り組みの施策はそれぞれ独立のものとして捉えられる恐れがあります。なぜ適応策と緩和策の関係について、本法案の中でしっかり規定されないのか、その理由をご説明ください。(環境大臣)

〔無駄な公共事業のチェックと削除〕

適応策の実施には、予算の裏付けが欠かせません。特に自治体に対し国が予算をつけないと、適応策の実効性が担保されるのか不安が残ります。その一方で、国の財政赤字が続く中で新法が予算獲得の名目として使われ、必要性の低い公共事業などの予算獲得が進められる懸念も指摘されています。

適応策は各省の施策の単なる寄せ集めであってはならず、優先順位をつけることなどによって、総合的な適応策が実施されていかなければならないと考えます。衆議院においては、適応策の実施について、各省任せとも取れる答弁がなされていましたが、環境大臣がリーダーシップを持って関連施策を主導していくべきではないでしょうか。環境大臣のご所見を伺います。(環境大臣)

〔適応策の評価〕

適応策の評価についてお伺い致します。

本法律案では、気候変動適応の効果の評価手法の開発が努力義務とされています。ですが、気候変動適応計画の見直しをより実効性あるものとするためには、適応策の効果の評価は必須です。どのような体制とスケジュールで評価手法の開発をされるのか、具体的にお答えください。(環境大臣)

また、気候変動対策の先進国というべき英国では、政府から独立した専門的顧問機関「気候変動委員会」も設置され、政府に対して様々な提言、報告をおこなっています。この委員会の設置により、気候変動対策の透明性と説明責任を確実に担保できるようにしています。これに倣い、日本でも評価情報の的確性、計画内容の妥当性を確保するためには、独立した第三者機関の評価と勧告の仕組みが必要であり、これを法に位置づけるべきと考えますが、環境大臣のご所見をお伺いいたします。(環境大臣)

〔効果的な周知広報及び普及啓発の必要性〕

気候変動適応の取り組みを効率的に進めていくためには、国民の理解が必須です。しかし、内閣府が平成 28 年に行った地球温暖化対策に関する世論調査のとりまとめによると、気候変動の影響への適応については過半数以上が知らなかったと回答しています。行政と企業、市民が気候変動への問題意識を一致させ、制度や暮らしの見直しを進めていかなければなりません。

今回の法制定を適応策の重要性を周知する契機とすべきと考えますが、気候変動適応を推進するために国民などに対しどのような周知広報及び普及啓発を行っていくお考えでしょうか。具体的にお答えください。(環境大臣)

〔結び〕

気候変動の影響が拡大する中で、遅まきながら、我が国でも気候変動適応法案が提出されたことは歓迎すべきことです。ですが、ドイツの環境NGO「ジャーマンウォッチ」による「各国の気候変動対策の取り組み」ランキングでは、日本は全体の 50 位と位置付けられ「非常に悪い」と評されています。今からでも遅くありません。日本から世界の気候変動対策を変えていこうではありませんか。本法案の成立がそのための契機になることを祈念し、質問を終わらせて頂きます。

以上